

○会議の公開について

熊本県情報公開条例	審議会等の会議の公開に関する指針	参考：熊本県公開条例第7条に規定する不開示情報（抜粋）
第32条（附属機関等の会議の公開） 実施機関の附属機関及びこれに類するものは、<u>次のいずれかに該当するときを除き、その会議を公開するものとする。</u> (1) <u>不開示情報に該当する事項について審議等を行う会議を開催するとき。</u> (2) <u>会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。</u>	第3 公開の基準 審議会等は、<u>原則として会議を公開する。</u> ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。 ア. <u>条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。</u> イ. <u>会議を公開することにより公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。</u> 第4 公開・非公開の決定 ア. 審議会等は、第3に定める公開の基準に基づき、<u>会議の公開・非公開の決定を行うものとする。</u> なお、公開の会議中において、<u>会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。</u> イ. 審議会等は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて、<u>会議を公開するよう努めるものとする。</u>	(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報 (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等（国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分 (3) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及び支出に係る行政文書であって法人等又は個人と実施機関との契約に関するものに記録されている情報のうち当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に係る部分を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの (4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報 (5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (6) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (7) 議会の議員又は会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの